

令和7年
3月15日発行
第57号

かけ橋

太田市農業委員会だより

発行 太田市農業委員会
太田市新田金井町29
☎0276-20-9715 FAX 0276-57-4573

農地の相談は『推進委員』に

- 農地を貸したいけれども、どこに相談すれば良いか分からない
- 農地を借りたいけれども、借りられる農地の情報が少ない
- 農地の管理に悩んでいる

そんな時は、
地元の推進委員(農地利用最適化
推進委員)にぜひ相談してください。

推進委員の活動内容

- 1 耕作できなくなった農地の情報を集め、規模を拡大したい農家に農地をあっせんします。
- 2 担当地区の農地をパトロールし、荒れている農地や、近隣に迷惑をかけている農地の地権者に対して除草などの指導を行います。
- 3 新たに農業を始める人の地域の身近な相談役となり、サポートします。

推進委員は農業委員と連携し、農地がきちんと耕作されるよう、各地区でパトロールを行っています。
さらに、農地を求めている人が、必要な農地を十分に利用できるよう、情報収集やあっせんに向けた活動を行っています。
農家の皆さん、農業委員・推進委員が訪問したときは、積極的な意見交換をお願いします。

太田市農業委員会の委員の役割

太田市農業委員会は「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」で組織されており、主な業務は以下の通りとなります。

	人 数	業 務 内 容
農 業 委 員	19人	農地法に基づく農地の権利移動や転用の許可などの審査業務
農地利用最適化推進委員	33人	遊休農地の是正・指導や農地の貸し借りの推進などの現場活動

- 農地パトロール
- 農業者年金の加入推進
- 全国農業新聞の加入推進
- 新規就農者の相談役
- 農業に関する情報提供 など

耕作していない農地の管理をお願いします！

耕作放棄地は周りの人に大変迷惑になりますので、耕作や除草など定期的に適正な管理をお願いします。

●隣地や道路、水路に雑草などが侵入していませんか。

隣地に侵入すると周りの人に迷惑がかかります。
道路や歩道に侵入すると通行の支障となり、非常に危険です。

水路に雑草が繁茂すると水の流れを阻害し、田んぼに水が入らなくなります。



●害虫などが発生します。

雑草や樹木が繁茂すると害虫などが発生し、近隣への迷惑や農作物に被害が発生するなど、トラブルの原因になる場合があります。



●火災・犯罪の原因になります。

タバコの投げ捨てなどにより火災が発生したり、雑草が死角となり犯罪が発生する可能性があります。



●有害鳥獣のすみかとなります。

イノシシやアライグマなどの有害鳥獣がすみかを作ることにより近隣農地などが被害を受けます。



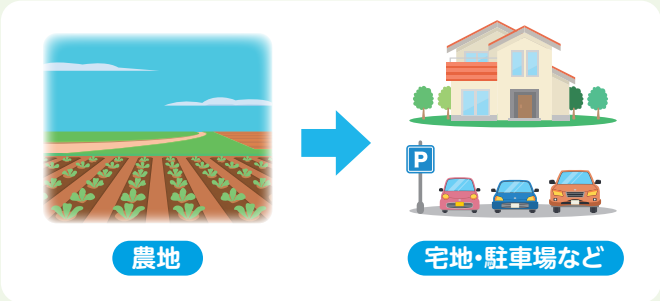
●ゴミが不法投棄されます。

ゴミが勝手に捨てられてるおそれがあります。
農地にゴミが捨てられてしまうと耕作に支障がでたり、片付けなどに多くの時間や労力が必要になります。



農地を農地以外に利用するときは、農地法の許可が必要です

- **農地転用とは？**
農地を農地以外(住宅・駐車場・資材置場など)に利用することです。
- **許可が必要なのは？**
登記地目が農地以外でも、農地として利用している場合は、許可が必要になります。
- **農地改良する場合は？**
耕作するために盛土などをする場合は、一時転用許可または届け出が必要です。
届け出で済むものは、農地面積が1,000㎡未満で工期は3カ月以内、これ以外は許可が必要となります。
- **農地転用許可を受けていない場合は？**
無断転用は農地法の違反となり、工事の中止や原状回復、また3年以下の懲役や300万円以下(法人は1億円以下)の罰金などの処分を科せられる場合もあります。



農地転用をする場合は、必ず申請をして許可を受けましょう。
詳しくは、農業委員会事務局(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。

農業者年金受給権者の皆さんへ

現況届は必ず出しましょう

(届け出が無いと差し止めになります)

現況届は**5月末日**までに農業者年金基金からご自宅へ**郵送**されます。
住所・生年月日・氏名を記入し、**6月中(土・日曜日を除く)**に、農業委員会事務局、各行政センター、農協の各支所へ**提出してください**。
現況届の提出がなかった場合は、受給資格の確認ができないため、11月の支払いから農業者年金が差し止めになりますので注意してください。
住所変更があった場合は、現況届に新しい住所を記入し、農協の各支所で住所変更の手続きをしてください。

経営移譲年金・特例付加年金受給者の方へ

次の事項の確認をしてください。
(1)現在、農地等(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
(2)現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員・または株主となっていない。
(3)経営移譲(経営継承)時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは後継者が使用収益権の移転または設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
◎農地の取得や借り入れ・貸付地の返還があった場合は、**経営移譲年金や特例付加年金が支給停止になることがあります**。
農地の売買・貸借等をされる場合は、農業委員会事務局にご相談ください。

家族経営協定を結びましょう

家族経営協定とは、農業経営や生活、将来の目標などを家族で話し合い、文章にまとめるものです。
家族だからこそ気持ちよく働き、生活するための環境づくり、ルール作りが必要です。
◎家族経営協定を締結すると農業者年金保険料の補助が受けられます。
経営主(認定農業者等かつ青色申告者)と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者は下表の内容で政策支援の補助が受けられます。

保険料月額	35歳未満	35歳以上
	20,000 円	20,000 円
うち補助額	10,000 円	6,000 円
うち自己負担額	10,000 円	14,000 円

※補助を受けるためには一定の要件がありますので、農業委員会事務局にご相談ください。

農業委員会事務局 ☎0276-20-9715

“農地バンク”で農地を貸し借りしませんか？

農地バンク(農地中間管理機構)は、全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。群馬県では、公益財団法人 群馬県農業公社が、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効活用や農業経営の効率化を図っています。

また、農地バンクが行っていた所有者と耕作者をつなぐ「マッチング」はなくなり、今後は、地域の座談会により策定される地域計画(目標地図)や相対による話し合いに基づいて農地の貸借が行われます。



貸し手の メリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれます
- 貸した農地は、貸付期間終了後、返還されるので安心できます
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇が受けられる場合があります

借り手の メリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借り受けられます
- 複数所有者から農地を借り受ける場合であっても、賃料支払いや契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれます
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれます

農業政策課 ☎0276-20-9714

全国農業新聞



全国農業新聞を 購読してみませんか

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する農業専門紙です。

申し込みは農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へお気軽にご連絡ください。

農業委員会事務局
☎0276-20-9715